

函館市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第8号

函館市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市身体障害者福祉法施行細則（平成8年函館市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「当該指定に係る医療機関の」を削り、「場所に」を「方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。